

令和4年10月

上天草市農業委員会会議録

令和4年10月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和4年10月12日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
日程第 6 議案第4号 空き家に付属した農地指定申請について
日程第 7 報告第1号 許可不要転用届の受理について
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重
8番 源 義通 9番 松本 光義

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

10番 森 和敏

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和4年10月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(西岡)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(西岡)

本日は10月の総会ということで、大変ご多忙の中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚くお礼申し上げたいと思います。

本日は、皆さん方も総会資料を見ておわかりのとおり、松島町だけの案件ということで、少し寂しいような気もしますが、ひとつ慎重なるご審議をいただきたいと思います。

3 議事録署名委員の指名について

議長(西岡)

本日の議事録署名委員の指名を行います。2番、松岡委員、3番、山口委員、よろしくをお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長(西岡)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案説明の前に、議案の修正をお願いします。

議案4ページの第2号1番と議案10ページの報告第1号2番の担当委員が松岡委員となっておりますが、正しくは源委員なので修正をお願いします。

あと、議案第4号1番から報告第1号2番までの備考欄、図面のページが間違っていたので修正をお願いします。議案9ページ第4号1番が、図面8ページから13ページまでになります。議案10ページの1番が図面14～15ページ、2番が図面16～17ページになります。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。本日、参考資料として計画書等を配付しておりますので、併せてご覧ください。申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□□△△△△番△、地目は畑、面積781㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約10.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は営農型太陽光発電の継続利用で、事業資金は既に工事が完了しているため、ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農振農用地区域となっております。本案件は転用目的が営農型太陽光発電であるため、転用は可能と考えます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、太陽光発電設備については給水の必要がありませんが、下部の農地のショウガ栽培のために、教良木土地改良区の水を利用することです。排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、被害等はないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は平成28年11月に営業型太陽光発電施設として最初の許可がなされ、令和2年11月に更新の許可がされており、今回は2回目の更新となります。前回の更新の際は、1年間申請を失念していたことを鑑みて、許可期間を2年間としておりました。本来、営農型太陽光発電の更新を行う場合は、毎年の収穫量が同じ年の地域の平均的な単収のおおむね8割を満たす必要がありますが、上天草市内で同じ作物の耕作実績が少ないため、代表的な産地のデータとの比較となってしまう、毎年の報告では2割ほどしか満たしていません。しかし、写真や映像のとおり、しっかり営農が継続されていることや作付状況が前回より良くなっていることから、許可相当だと考えられます。説明は以上です。

- 議長（西岡） ありがとうございます。続きまして担当委員の説明をお願いいたします。
- 8番（源） 議案第1号の1番につきまして、席番8番の源より説明させていただきます。
営農型太陽光発電の継続申請であります。事務局から説明がありましたように、画面でもご覧いただけるように、最近ではある程度手入れが行き届いているかなというところでもあります。引き続きの許可をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
- 議長（西岡） ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。
どうぞ、山口委員。
- 3番（山口） ショウガはあまりよく見ていないのですが、私の牧場に行く途中でニラを去年から作っておられます。これは問題になりません。自家用で食べてもおいしくないので見えています。
- 議長（西岡） まだ葉の色が黒く青くならないといけませんか。
- 3番（山口） もっとみずみずしく葉も広いです。これは売り物にならないと思います。
- 1番（蓮田） 来年は丈の低い品種を作ろうかと言われていました。これは難しいそうです。
- 6番（磯田） 光が足りないからでしょうね。
- 議長（西岡） ニラについては、詳しい人の話を聞けばそういうことだと思いますが、ショウガについては、結構、生育もよかったです。
- 3番（山口） 見た目はそうですが、まだ足りません。販売用にはならないのではないかと思います。ニラについては全くです。
- 1番（蓮田） 今年は水をかけて去年よりも青々としていました。
- 2番（松岡） 去年よりはいいですが、肥料分が足りないのではないのでしょうか。
- 3番（山口） 販売用になっているのかなと思ってですね。
- 8番（源） 今、山口委員が言われたように、営農型で設置する場合は、営農でそれなりの収益がなければならぬということがはっきり明記されていればいいですけど、

ただ収量だけの比較だから欠点があると思います。だから「目標金額が例えば10万円です、それに対して幾ら売り上げました」という実績が出てくるような許可の仕方が必要ではないかと思います。私は最初からそう思っていました。

議長（西岡） 金額ではなく収量で出てきますね。

8番（源） 収量なら誰も確認に行く者がいないから、どうしようもないです。

4番（水野） 販売実績ですよ。販売実績でどれだけの売上げで、1年目、2年目、3年目という。そういう実績がないからですね。

8番（源） 営農型というのは、そこが本当に必要と思うわけです。

3番（山口） 販売した実績の書類等があるのでしょうか。

議長（西岡） 営農型太陽光は、販売金額の目標はないでしょう。収量で地域の8割以上が必要ですね。今度は地権者の意見をつけます。技術員の意見等をですね。

6番（磯田） 収量も実績が残っていないと、なかなか分かりません。

議長（西岡） とにかく結論を出して、そして何かの理由づけをしなければいけません。事務局、1年にどれくらい取れたというデータはきちんと残っていますか。

事務局（池林） 毎年報告が上がってきているのは県にも報告していますし、データもとっております。

議長（西岡） そのデータが2割しかないわけですか。

事務局（池林） そうです。

9番（松本） やっぱり当事者にある程度の努力は必要でしょうね。これしかないです。

議長（西岡） それでは、皆さん方の意見を集約したところで、生育状況があとひとつというところで、今回はペナルティーの意味を含めて、許可期間を2年とするということはどうでしょうか。

4番（水野） 今ここに出されているのは、ほとんど収穫期後の作物ができていない写真ですね。例えばシイタケだったら、収穫作業写真とか一番実っている時の写真等を添

付してもらって、1年間の作業が分かるようにすると努力が見えると思います。収穫後のこのような写真だけを見ても収穫量もわからないので、そういうこともしたほうがいいのかもしいですね。出来が悪かったとか、頑張っているという努力が見える写真があったほうが営農状況が分かるし、いいのかなと思います。あと販売実績等があれば、次回、県の会議に出すときに農業委員会でも助言できるのではないかと思います。

議長（西岡）

今、水野委員が言われたように、私たちは更新前だけ見に行きます。そのときが収穫時期なのか、あるいは生育途中なのか、それによって違います。ショウガはちょうど収穫時期だそうです。ニラは分かりませんが、シイタケについては春先でしょう。

4番（水野）

今は携帯で撮れるから、一番実っている写真等があれば、これは収穫の後だから仕方ないという判断がつくのかなと思います。

議長（西岡）

今回の更新の許可についても、生育状況が悪いということで、3年のところを2年にします。水野委員が言われたような指導を文書で出してもらうように、事務局お願いします。

それでは、この件については許可期間を2年にするということでもよろしいでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、次に進みたいと思います。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は宇城市三角町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△外1筆、地目は畑2筆、合計面積509㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は3～4ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約5.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は別荘用の駐車場と民宿用の駐車場で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費△△万円、建築費△△△万円△△△△円、合計△△△万△△△△

円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については給水の必要はなく、排水については雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、造成は砂利敷きのみなので被害等はなく、万一被害が生じた場合は申請人が責任をもって対応するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

議案第2号の1番につきまして、8番源より説明申し上げます。

本件は、現在画面に出ております畑ですが、横の宅地に古い家が建っており、その横にまた畑があって、畑の部分を駐車場にしたいということです。間に挟まれている古い家を改装し民宿用の駐車場、近くにある自己別荘の駐車場にすることで申請されています。

画面に出ている畑は、私がこの夏に利用状況調査したときは、草刈等されて管理もしてあったところですが、現在のままよりもさらにいいかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□△△△△番△△外5筆、地目は田2筆、畑4筆、合計面積232㎡です。

申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約10.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建築で、事業資金は土地購入費△△万円、土地造成費△△万円、建築費△△△△万円、付帯工事費△△△万△△△△円、雑費△△△万△△△△円、合計△△△△万円であり、資金計画では自己資金

等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分はおおむね10ha以上の集団的に存在する第1種農地と判断します。集落に接続している農地であるため、転用は可能と考えます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成はL型擁壁を設置し、近隣農地に影響がないようにするとのことです。万一被害が生じた場合は申請人が責任をもって対応するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（柳本）

昨日の現地確認ありがとうございました。議案第2号の2番を柳本が説明いたします。

今、事務局から説明ありましたとおり、家が（画面に）映っていますが、間にU字溝の側溝が早くからできておりますので、隣接の排水の問題は全くないと思います。

それと、道高までに上げるということですので、排水も合併浄化槽に持ち込むので、近隣の排水溝も問題ないと思います。隣近所との兼ね合いも話し合っているということですので、どうか審議のほどよろしくお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第3号、農用地利用集積計画（案）貸借権設定について、議案は6～7ページになります。

内容の説明の前に、番号3番及び番号4番の熊本県農業公社を通した利用権設定について、今回は手続きの方式が変更となっておりますので、変更の内容をまず説明いたします。開始前にお配りしているカラー印刷の横向きの資料をご覧ください。

これまでの方式は、資料の上段のように、農業経営基盤強化促進法に基づいた市町村にて作成される集積計画にて、熊本県農業公社が借入れを行った後、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて都道府県で作成される配分計画にて、耕作者へ農地の貸付けを行うといった上天草市及び熊本県でそれぞれ貸借の手続きを行う2段方式をとっていました。対して、今回利用している集積計画一括方式は、資料の下段をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づいた上天草市で作成する農用地集積計画にて、貸手から熊本県農業公社、農業公社から借手への貸借契約を一括で処理する方式となっております。提出する書類の様式が一部変更となる以外は、申請書類の種類等の変更はなく、申請書提出後の事務処理期間も1か月ほど始期を早めて、約20日間、3週間ほど処理期間が短縮されることとなります。

今回、方式を変更した理由ですが、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正が予定されており、従来のやり方は利用ができなくなるため、その代わりに、集積計画一括方式のみが利用可能となる予定です。そのため、熊本県農業公社より、令和5年4月始期の契約から、公社を通した契約は全て集積計画一括方式に変更するように通達があったため、上天草市では今月の農用地利用集積計画から集積計画一括方式を採用しています。

それでは、今回の農用地利用集積計画（案）の内容の説明に移ります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が2件、新規設定の計画が2件となっております。再設定の計画は、利用目的、借地設定期間及び支払方法等、前回の集積計画から変更ありませんでした。計画内容は、利用権の設定をする人4名、利用権の設定を受ける人4名、利用権設定面積合計7,795㎡です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。説明は以上になります。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま議案第3号の説明がございましたけれども、皆さん方、何かご意見、ご質問ございませんか。

今まで農業公社が借りて、そしてまたほかの人に貸していたのが、今度からは貸し人と借り人が同時にできるということでしょうね。

事務局（塩田）

今まで市町村のほうで公社に貸して、公社のほうで借手に貸していましたが、今回から市町村で両方の貸し借りを一括で行う方式に切り替えることになりました。

- 議長（西岡） 議案では農業公社経由とありますが、今までどおり農業公社が中に入って、賃貸等も農業公社のほうでされますか。
- 事務局（塩田） 農業公社が間に入って手続き等する方式自体は変更ありませんので、実質的に変更があるのは出していただく様式が少し変更になっていることと、申請の提出期限が今までは月初めの週ぐらいまでに出してもらっていたのですが、これからは一つ前の月の月末までに出していただく必要があり、10日ほど提出が早くなっていることです。その代わりに、利用権の始期は前より1か月ほど早くなるので、実質的に処理期間は20日ほど短縮されることになります。
- 議長（西岡） そういうことで、議案第3号につきましては、皆さん方、何かご質問ございませんか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（西岡） ご異議ございませんので、原案どおり承認することに決定をいたします。
- 議案第4号 空き家に付属した農地指定申請について
- 議長（西岡） 続きまして、議案第4号、空き家に付属した農地指定申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 事務局（池林） 議案第4号、番号1番です。議案は9ページになります。
申請人は宇土市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番△外6筆、地目は田3筆、畑4筆、合計面積3,716㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8ページから13ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約9.9kmの辺りに位置しております。
空き家の所在は松島町合津△△△△番地△で、所有者は申請人本人です。申請地の現況は写真及び映像のとおりで、草刈等の管理がされている状況です。説明は以上です。
- 議長（西岡） ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いいたします。
- 2番（松岡） 議案4号の1番について、2番の松岡が説明申し上げます。

田んぼについては、今年まで稲作をされておりましたが、耕作者が今年でやめたいということで、川に架けてある橋が壊れて耕作ができないというような状況です。

そして、畑については、長年、耕作放棄地でありまして、今回草を切ってきれいにしてありましたが、そういう状況ですのでよろしくをお願いします。

議長（西岡）

どうもありがとうございました。ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、許可不要転用届の受理について。説明をお願いいたします。

事務局（池林）

報告第1号、番号1番です。議案は10ページになります。

届出人は東京都の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は畑、面積446㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約9.1kmの辺りに位置しております。

届出事由は携帯電話無線基地局の新設で、申請地446㎡のうち4㎡に建設することです。報告は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

報告第1号の1番につきまして、8番源より説明申し上げます。

今、事務局から説明がありましたように、携帯電話の基地局であります。面積が若干でありますので、大衆のためになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明がありましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご質問ございませんので、1番につきましては、報告のどおりといたします。
続きまして、2番、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

報告第1号、番号2番です。議案は同じく10ページになります。

届出人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△
番外13筆、地目は畑、合計面積6,425㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、
詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約
5.2kmの辺りに位置しております。

届出事由は苓北火力線電線張替工事に伴う資材配給所の設置で、転用の時期は
令和4年10月1日から令和9年3月31日までの約5年6か月となります。報
告は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

報告の2番につきまして、源より説明申し上げます。

事務局から説明のとおりで、九州電力の苓北火力線電線張替工事に伴う資材の置
場に活用させていただきとの申請です。画面をご覧のとおりで現在耕作放棄地で、
私も現地確認では荒れており困ったなといつも思っておりましたが、5年間ほど
きれいになると思いますのでいいかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

どうもありがとうございました。ただいま、2番の説明が終わりましたけれど
も、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご質問ございませんので、2番につきましても報告のどおりといたします。

それでは、皆さん方には慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうご
ざいました。これもちまして10月の総会の議案審議を終了いたします。

なお、続きまして事務局のほうからその他で説明がございますのでよろしくお
願いいたします。

（テーブル終了）

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時25分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和4年10月12日

上天草市農業委員会 会長

西岡 光雄

上天草市農業委員会 委員

松岡 健一郎

上天草市農業委員会 委員

山口 勝喜